

## 地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 地域子育て支援ネットワーク事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、子育て支援に関わる機関、団体及び個人（以下「子育て支援関係機関等」という。）が連携して子育て家庭を支援するために行う活動に要する経費の全部又は一部を補助することにより、子育て支援関係機関等の連携を強化し、地域における子育て家庭への支援を促進することを目的とする。

### (子育て支援関係機関等)

第3条 子育て支援関係機関等は、別表に掲げるものとする。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、前条に規定する子育て支援関係機関等で構成された団体（以下「補助団体」という。）が、次の各号に掲げる目的をもって、連携して子育て家庭を支援するために行う活動（以下「補助事業」という。）に対して補助金を交付する。

- (1) 子育て情報の提供を目的とするもの
  - (2) 子育て家庭の交流の場づくりの充実を目的とするもの
  - (3) 子育て支援に関わる者の育成を目的とするもの
- 2 補助事業は、区域で実施する事業又は区域を越えて実施する事業とする。
- 3 区域で実施する補助事業は、区子育て支援ネットワーク連絡会の活動方針に沿って行うものとする。

### (交付の金額)

第5条 補助金の交付金額は、毎年度予算の範囲内で別に定める。ただし、補助事業に要する経費がこの金額に満たない場合は、当該所要額を上限とする。

### (交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、事業開始前までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容（第2号様式）
- (2) 補助事業の収支見込書（第3号様式）

### (交付の条件)

第7条 規則第6条第1項及び第2項の規定により交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を変更し、又は中止することにより既に交付決定された補助金の額が減少す

る場合(軽微な変更を除く。)及び申請した補助事業の全てを廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業を当該事業年度の3月31日までに完了すること。
- (3) 規則及びこの要綱の規定その他関係法規に従うこと。
- (4) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項

#### (交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査した上で、当該事業年度の補助団体を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により補助金の交付を決定した団体に通知する。

なお、交付を不相当と決定したときは、地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付不承認決定通知書(第5号様式)により通知する。

#### (申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により補助金の交付申請を取下げの場合は、前条第2項に規定する通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

#### (請求及び支払い)

第10条 第8条第2項に規定する通知を受けた団体は、当該通知を受領した日から15日以内に、市長に地域子育て支援ネットワーク事業補助金請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助団体に交付すべき内容を調査した上で、概算払いにて交付するものとする。

#### (事業実績報告及び精算)

第11条 補助団体は、地域子育て支援ネットワーク事業実績報告書兼精算書(第7号様式)に、補助事業の収支決算書(第8号様式)を添付して、事業終了後20日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告において精算残額が生じたときには、速やかにこれを返還しなければならない。

#### (交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を決定した場合において次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付申請書の内容と事業実績報告書の内容が著しく異なったとき。
- (3) 年度途中で補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合は、地域子育て支援ネットワーク事業補助金交付(取消・一部取消)決定通知書(第9号様式)により補助団体に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 4 前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、規則第20条第1項及び第4項の規定による。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要項の規定等に基づいて作成されている要旨は、この要綱による改正後の要項の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

| 子育て支援関係機関等  |
|---|
| 区役所<br>児童館<br>図書館<br>保育所・認定子ども園<br>幼稚園<br>社会福祉協議会<br>児童委員及び主任児童委員<br>名古屋市地域子育て支援拠点事業運営事業者<br>子育て支援団体・サークル |
| 上記以外の地域における子育て支援関係機関等   |